

個別労働相談

自社の労務管理でお困りのことはございませんか？働き方改革関連法が制定され、残業時間の上限規制、有給休暇の取得の義務化、同一労働・同一賃金の実現などさまざまなことが法律化されました。

残業、賃金、就業規則、労働社会保険などなど疑問に思っている聞きにくいこと、悩んでいることなど、お気軽にご相談下さい。

日 時

12月16日 火

午前9:00～正午

・相談時間1事業所1時間以内(上限3組)

相談料

無料

(秘密厳守)

日 時

大野商工会議所 相談室

相談員

結 労務管理事務所

特定社会保険労務士

島田知明 氏



申込締切

12月12日 金 まで

下記申込書に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。

お申込み・お問合せ

大野商工会議所 中小企業相談所

E-mail

soumu@ohnocci.or.jp

TEL

0779-66-1230

FAX

0779-65-6110

大野商工会議所 行
(FAX 65 - 6110)

個別労働相談 申込書

事業所名			TEL	
所在地			FAX	
氏 名			 google フォームでの お申し込みはこちら	
希望相談時間 (重なった場合は調整します)	午前9時～ ・ 午前10時～ ・ 午前11時～			
希望相談時間 (該当するものに ○をつけてください)	残業・賃金・就業規則・労働社会保険・その他 ()			